

(参考3) 補助対象とならない事例

1. 申請者が「中小企業者等」に該当しない事例

<対象外事例1>

中小企業支援法に規定する中小企業者、中小企業団体に該当しない団体からの申請

農協や漁協などの団体は、上記「中小企業者」「中小企業団体」に該当しないため、補助対象者とはなりません。

また、学会、自治会、町内会、サークルなど、名称の如何を問わず、法人格のない団体についても、補助対象外となります。

2. 申請者が創業後1年を経過していなことから該当しない事例

<対象外事例2>

申請時点において、創業後1年を経過していない事業者からの申請

創業後1年を経過していない事業者は補助対象者とはなりません。

3. 申請者が営む事業が補助対象業種ではない事例

<対象外事例3-①>

不動産業を営む事業者、士業事務所、経営コンサルタント業を営む事業者が当該事業に使用するための設備導入を申請する場合

申請要領P2「別表1 対象業種」に含まれないため、補助対象外となります。

<対象外事例3-②>

宿泊業と飲食店を営んでおり、宿泊スペースに省エネ設備導入を申請する場合

宿泊業と併せて飲食店を営む事業者において、宿泊業スペースへの設備導入は補助対象外となります。ただし、飲食店への設置は補助対象となる場合があります。

4. 導入する設備が、補助対象設備ではない事例

<対象外事例4-①>

従来型給湯器の設置

本補助金の対象設備となる「業務用給湯器」は、少ない電気エネルギーを使って、空気の熱をくみ上げ、大きな給湯エネルギーを得ることができるヒートポンプ給湯器や、一次交換機に加えて、二次熱交換器を設置して排気ガスから潜熱を回収することができる潜熱回収型給湯器です。

従来型の給湯器はエネルギーロスが大きく、国の『(C)指定設備導入事業』においても補助対象となっていないことから、本補助金においても対象とはなりません。

<対象外事例 4-②>

対象設備であるエアコンの設置とあわせて、エアコンの効きをよくするためのパーティション等を設置

事例の場合、エアコンの設置に不可欠な工事に要する費用が工事費として対象経費となります。パーティション等の設置費用については、エアコンの設置に必要不可欠とは認められないため、対象外となります。

<対象外事例 4-③>

事務所内の白熱電球又は蛍光灯を、LED電球又はLED照明に交換（光源のみの交換）

電球や蛍光管等の光源は消耗品であり、光源のみの交換は補助対象外です。調光機能を有した照明設備は「調光制御設備」として補助対象となりますので、対象となる照明設備と光源を同時に交換する場合は光源も対象となりえます。

<対象外事例 4-④>

製氷機の設置

製氷機は、ユーティリティ設備に含まれないため対象外となります。

なお、事業者が製造業関連の業種を営む場合で、かつ、当該事業で使用する場合にあっては、通常枠の省エネ補助金（上限 100 万円、申請期限：令和 4 年 11 月 30 日まで）において対象となる場合がありますので、詳しくは、（通常枠）省エネ補助金申請受付センター（TEL：050-5530-0930）にお尋ねください。

<対象外事例 4-⑤>

食洗器の設置

食洗器は、ユーティリティ設備に含まれないため対象外となります。

5. その他

<対象外事例 5-①>

令和 4 年 11 月 17 日までにすでに設備導入に着手している

令和 4 年 11 月 18 日以降に契約・発注した設備導入にかかる事業が対象となることから、令和 4 年 11 月 17 日までに着手（契約・発注）した事業は対象外となります。

<対象外事例5-②>

設備導入のための補助対象経費が30万円未満となる事業

本補助金は、補助要件として補助対象経費が30万円（補助率2/3、＝補助金額は20万円が下限）以上の設備導入事業を対象としていることから、補助対象経費が30万円未満の場合は対象外となります。

<対象外事例5-③>

設備の導入が工期の遅れなどの理由により、令和5年2月10日までに完了しない

本補助金は設備導入後、支払いが完了した上で、令和5年2月10日までに補助金申請書を郵送する必要があるため、対象外となります。受注業者に導入の日程等を十分に確認した上で事業を開始してください

※ 補助対象となるかどうかご不明の場合は、長崎県小規模省エネ設備導入補助金申請受付センター（TEL：050-5530-5794）へ、必ずお尋ねください。